

## コンクリート試験方法 JIS 原案作成委員会規定

制定：2007年10月23日

改正：2016年10月27日

(目的)

第1条 この規定は、コンクリート試験方法 JIS 原案作成委員会（以下、委員会）の組織、業務および運営について定める。

(業務)

第2条 委員会は、工業標準化法に基づき、日本コンクリート工学会（以下、JCI）が原案作成団体である、あるいは原案を作成しようとするコンクリート試験方法 JIS（以下、規格）に関して、国内の関連機関・委員会等との連携を密にし、また国際規格等の調査研究を実施した上で、制定済み規格の改正、廃止あるいは新規規格の制定を主務大臣に申出することを業務とする。

(組織および任期)

第3条 委員会は、原則として日本工業標準調査会・標準部会が定める「規格案審議ガイドライン 別紙6」に準拠して構成する。なお、コンクリートに関する試験方法全般を対象とする特性を鑑み、委員の構成、任命および任期については下記の通り定める。

1. 委員会は、原則として委員35名以内で組織し、委員長、副委員長（1名）、幹事（2名）を置く。
2. 委員会の次期委員長および次期副委員長は、委員長の推薦を考慮の上、JCI標準化委員会委員長が指名し、JCI理事会の承認を経てそれぞれJCI会長が委嘱する。
3. 委員会の幹事および委員は、委員長が指名し、JCI理事会の承認を経てそれぞれJCI会長が委嘱する。
4. 委員長および副委員長の任期は2年とする。
5. 幹事および委員の任期は、原則として2年とし、重任を妨げない。

(委員会の招集および成立)

第4条 委員会は委員長が招集し、必要に応じて随時開催する。

(WGの設置)

第5条 委員会には、ワーキンググループ（以下、WGという）を設けることができる。ただし、第2条の業務のうち、制定済み規格の改正および廃止の検討については三つの常設WGが分担してこれを担う。

新規規格の制定の検討については、常設WGのうちの一つ、もしくは必要に応じて設置する専門WGが調査および審議を行い、専門WGは業務が終了しだい解散する。

それぞれのWGは、主査1名および委員15名以内をもって構成する。主査は委員長が指名し、WG委員は主査が推薦し委員会が決定する。

WGは、それぞれの主査が招集し必要に応じて随時開催する。

(委員の義務等)

第6条 各委員には、就任および再任の際、委嘱状に以下の件を記載して通知し、委嘱の応諾をもって承諾したものとみなす。

1. 委員会が原案作成した規格の著作権は、原則としてJCIに帰属し、委員個人はその権利を放棄する。
2. 規格の制定および改正にあたり、委員の氏名および所属先が公表されることに同意する。
3. 規格の制定、改正および廃止の審議の過程で知り得た情報については、基本的に守秘すべき事項を含む場合があるので、外部の機関や専門家への意見照会等にあたっては、審議中の情報が公示前に拡散しないよう配慮を求める義務を負う。

(その他)

第7条 前各条に定めるものの他、委員会およびWG運営に必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

付則

この規定は2016年10月27日から施行する。この規定の改廃は委員会が発議し、標準化委員会の承認を得て、理事会が決定する。